

第50回

2026食肉産業展

2026 Japan Meat Industry Fair 50th.

国産食肉製品取引促進ゾーン／ワールド・ミート・スクエア

2026年3月10日(火)～13日(金) 東京ビッグサイト

食肉製品限定

出展申込書

食肉産業展事務局 宛

申込日： 年 月 日

当社は食肉産業展出展規定を了承し下記の通り出展を申し込みます。

●出展申込企業・団体／申込者

(フリガナ)				(代表者役職名)
会社名				代 表 者 名
会社名英文				
本社所在地	〒 都道府県			
出展担当者	所属部署名	役職名	氏名(フリガナ)	
			印	
出展担当者 連 絡 先 (代理名含む)	※本社所在地と異なる場合のみご記入ください。 〒			TEL :
				FAX :
				E-mail :
				URL :

●出展料＋共有設備費用

※小間の基本装飾から水道、電気等の基本工事や申請手続きまでを主催者が行います。二次側電気工事および電気使用量超過料金に関しましては、出展者の負担となります。

出展タイプ	料金(税込)	小間数	税込合計
Aタイプ(角小間)	726,000 円		円
Bタイプ(中小間)	616,000 円		円
	合計		円

●主な出展品目と実演・試食の有無

出 展 品 目	実 演 内 容	試 食
		有 ・ 無
		有 ・ 無
		有 ・ 無

出展申込書の支払い方法

「出展申込書」受付後、事務局より請求書を発行いたしますので、指定銀行口座に期限までにお振り込み下さい。

出展申込期限

締切日：2025年9月26日(金)

※ただし、締切り前でも予定の小間数になり次第、出展を締め切らせていただきます。

出展申込書
送付先

食肉産業展実行委員会事務局

FAX 06-6538-5510

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-14-10 第2電波ビル6F 株式会社食肉通信社内

【HP】 <https://www.shokuniku-sangyoten.jp/>【MAIL】 k.nakao@shokuniku.co.jp (食肉産業展事務局・中尾)

出 展 規 定

(1)出展申し込み及び本規約の効力の発生

出展の申し込みは、本申込書に必要事項を記入・署名・捺印し、事務局に提出することにより受理されます。その時点で出展社は本出展規約に同意したものとみなされ、本規約の効力が発生し、出展社は本規約を遵守する義務が発生します。なお、事務局は本展への出展が適当でないと判断した場合、出展申込書の受理を拒否することができます。また、これにより生ずる損害等に対し、事務局は一切の責任を負わないものとします。

(2)出展料金支払い方法

本出展申込書を事務局にご提出いただいた後、折り返し発行する請求書のとおり記載された期限までに消費税込み合計金額を下記の指定銀行口座までお振込みください。出展料金を期限内にお支払いいただけない場合は、出展申し込みを取り消させていただくことがあります。

振込先指定銀行口座
銀行：三菱 UFJ 銀行 難波支店
普通口座：12736 ㈱食肉通信社

支払期限：2025 年 10 月 31 日（金）

※振込手数料は申込者にてご負担願います。支払方法は銀行振込とし、手形等によるお支払いはお受けできません。

(3)出展小間料金に含まれるもの

- ▼以下のものが出展小間料金に含まれます。
 - ※基準時間内の会場使用料金・照明・空調費
 - ※共用施設の工事費及び維持費
 - ※広報宣伝費（招待状、ポスター、公式ホームページ、公式ガイドマップへの社名掲載）
 - ※来場者サービスに係わる費用（会場案内などの制作費）
 - ※事務局企画運営・安全管理・警備費用
- ▼以下のものは出展料金に含まれません。
 - ※各社展示ブースの搬入出及び運営費
 - ※臨時電話・ISDN・ADSL 等の通信回線の仮設費と通信料金
 - ※基準時間外の会場使用料
 - ※電気・給排水・ガス等の工事費と使用料
 - ※自社展示物及び対人障害などの保険料
 - ※会場設備・備品及び他社展示物の破損、紛失弁償等
 - ※各社展示ブース内のゴミ処分に係る費用
 - ※その他、通常出展小間料金に含まれない費用とみなされるもの

(4)出展申込後の解約（一部解約も含む）

出展社が、出展申し込みの解約（一部解約も含む）をする場合、書面にて事務局に通知の上、下記の通り出展社は解約料を支払うものとします。

書面による解約通知を受理した日	解約料
2025年9月27日～ 2025年10月31日	出展料の50%
2025年11月1日以降	出展料の100%

出展社が上記相当金額を未だ支払っていないときは、直ちにこれを支払うものとします。

出展社が既に支払った金額が上記相当金額を超えているときは、事務局より超過分から振込手数料を引いた金額を返還します。

(5)小間位置の決定

小間位置は出展製品、出展規模、申込み順などを考慮して事務局が決定します。また、事務局は、展示会規模の変動や入場整理の都合上、または展示効果向上のために小間図面を変更し、それに関連して小間を再配置する権利を有します。その際、出展社は、小間位置の変更に対する賠償請求はできないものとします。

(6)小間の転貸、売買、譲渡、交換の禁止

出展社は、自社分の小間を事務局の承諾なしに、転貸、売買、譲渡あるいは交換することはできません。

(7)共同出展の取り扱い

2社以上の申込社が共同で出展する場合、1社が代表して申し込み、共同出展する社名・出展製品等を申込時に事務局へ通知するものとしします。

(8)展示会の運営

事務局は展示会の業務を円滑に遂行するため、各種規定の制定、修正、追加を行うことができます。出展社が「出展規約」その他、出展の手引き上での規定に違反した場合、事務局はその出展社の出展中止の措置をとることができます。その場合、その展示ブースは事務局が処分することができ、出展小間料金の扱いについては、出展規約（4）「出展申込後の解約（一部解約も含む）」に準拠します。

(9)諸経費の負担

- ①試飲・試食を行う場合、その提供方法により手洗い、流し等の給排水設備が必要になる場合があります。その際の設置費用は出展社の負担となります。
- ②電気、給排水設備等を必要とするときは、所定の申込み用紙で手続きを行い、所定料金を各業者にお支払いください。
- ③出展物の輸送、搬入・搬出、展示、実演、撤去その他出展社の行為に属する費用は、すべて出展社の負担となります。

(10)消防法規等

出展社は会場施設に適用されるすべて消防及び安全に関する法規・注意事項等を遵守しなければなりません。

(11)騒音及び迷惑行為の防止と出展中止の措置

他の出展社に著しく迷惑をかけている、あるいはその恐れがある、または出展内容が本展に適切でないと事務局が判断した場合、事務局はその出展社に対し、出展の中止の措置をとることができます。この場合、出展小間料金の扱いについては、出展規約（4）「出展申込後の解約（一部解約も含む）」に準拠します。

(12)展示物の管理と責負

展示物の管理は、各出展社の責任において行ってください。主催者及び事務局は、その損害、盗難、紛失、破損等については一切責任を負わないものとします。

(13)事故防止及び保険

出展社は、出展物の搬入出、展示、実演、撤去などを通じて事故発生の防止に努めてください。事務局はこれらの作業を通じ、必要と認めた場合に事故防止のための処置を命じ、その作業を制限または中止を求めることがあります。また会場への展示物等の搬入から撤去までに必要と思われる損害保険には、各出展社で加入してください。会期中、展示ブース内の警備・保険に関しても各出展社で行ってください。主催者及び事務局は、一切責任を負わないものとします。

(14)補償

出展社が、他社展示ブース、事務局の運営、会場設備または人身等に損害を与えた場合、その補償は出展社の責任になります。主催者及び事務局は、一切責任を負わないものとします。

(15)展示物の搬入・搬出と撤去

会場への展示物等の搬入期間および会場の設営工事期間などの詳細につきましては、別途、出展の手引きにてご案内いたします。会期中は事務局の承認なしに、展示物を搬入・搬出・撤去及び移動することはできません。展示物や展示ブース内の保守及び清掃は、各出展社の責任において行ってください。事務局の定めた日時までに撤去されない展示物等は、出展社の費用で事務局が撤去いたします。

(16)展示会の中止及び延期・変更

事務局は当展示会の開催に向け最大限の努力をしますが、不可抗力及びやむを得ない理由に限り当展示会を中止し、本契約を解除できる権利を有するものとします。この場合、出展社の責に帰すべき理由、又は、原子力危険・放射能危険・戦争・地震・火山の噴火・津波・火災・悪天候・疫病の流行等の自然災害、政治もしくは経済の混乱、公権力の行使等の理由により中止され、本契約が解除されたものであるときは、事務局は出展社に対し出展料金を返還する義務を負わないほか、本契約の解除によって出展社が受ける損害・間接損害を賠償する責に任じないものとします。

その他の理由により中止された場合には、既に払い込まれた出展料金については、必要経費を差し引いた上で、なお余剰金があった場合、出展社に返却いたします。なお本契約の解除に伴う出展社が受ける損害・間接損害を賠償する責には任じないものとします。

(17)会期・会場・開場時間の変更

事務局は、やむを得ない事情により当展示会の会期・会場及び開場時間を変更することがあります。この変更を理由として出展申込みの取り消し、本契約の解除はできません。また、これによって出展社が受ける損害・間接損害を賠償する責に任じないものとします。

(18)出展規約の遵守

出展社は、事務局が定める一連の規約（出展申込書、出展の手引き等）を本契約の一部とし、これを遵守することに同意するものとします。万が一規約に違反した場合は、理由の如何にかかわらず、出展を拒否することがあります。この際生ずる損害等に対し、事務局は一切の責任を負わないものとします。また、事務局と出展社、来場者、関係者との間で解決されない事項が発生した場合は、事務局所在地の裁判所に裁定を委ねます。